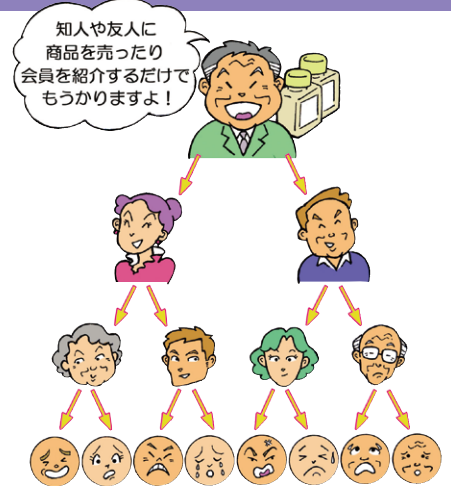


「マルチ取引」の被害に遭わないための5つのポイント

いわゆるマルチ取引（マルチ商法、マルチ的販売）は、友人や親戚などの身近な人の親しい関係を利用して、販売組織を拡大していく特徴があります。食事や会合などを名目に声をかけられることがあります。通常、勧誘者から「マルチ取引」の勧誘であると告げられることはありません。

販売組織の会員となっても、勧誘時に強調されたように販売成果を上げられず、勧誘者等に対して不満を抱く結果となったり、勧誘された消費者が「新たな勧誘者」となって別の消費者を誘い、被害を拡大させたりと、非常に問題が起こりやすい取引です。



このような「マルチ取引」について、全国の消費生活センターに、若年層を中心に多くの相談が寄せられています。岡山県消費生活センターでも平成23年度に受けた「マルチ取引」に関する相談は146件あり、うち20代の若者が25.3%を占めています。こうした状況を受け、消費者庁は、平成23年に全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）に入力された「マルチ取引」に関連する相談（9,224件）について内容を分析し、その結果等を踏まえ、「マルチ取引」に関して消費者が注意を要する5つのポイントをまとめ、公表しています。



～「マルチ取引」の被害に遭わないための5つのポイント～

1. 身近な人からの勧誘でも、契約する意思がない場合は毅然と断ること

「マルチ取引」では、友人、職場や学校の知人、親戚などの身近な人から誘われ、話を聞いているうちに、断りにくい状況に陥る特徴があります。身近な人からの勧誘は断りづらいですが、あいまいな態度が被害をもたらす、結果的に人間関係も損ないます。契約の意思がない場合は、毅然と断ること。特に思い当たる用事もないのに、知人などから呼び出された場合には、その趣旨を確認することも重要です。

2. 十分なお金がないのに、契約のために、甘い見通しで借金しないこと

十分なお金がないのに、「すぐに儲かる」「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、契約しないこと。安易に借金すると多重債務や自己破産につながりかねません。

3. 投資の勧誘を安易に信じず、十分に確認すること

特定の商品の取引とは別に、事業者への投資を勧誘される場合があります。安易に信じて、思いもよらない被害に遭うことがないように、十分に注意すること。

4. 家族や友人など、トラブルを抱えている人を救う努力を

若年層や高齢者は、トラブルを抱えたまま誰にも相談できず、状況を一層悪化させてしまうケースがあります。家族や友人など身近な人の様子に目を配り、不審な点があれば積極的に声をかけ、相談にのるなど、トラブルを抱えている人を救う努力をしてください。

5. 遠慮せずに、消費生活センターへ相談を

「マルチ取引」に関して、不安なことがあったり、問題やトラブルを抱えたりしたときは、居住地の消費生活相談窓口で遠慮なく相談して下さい。問題をそのままにしておくと、解決が困難になったり、トラブルが拡大したりする恐れがあります。